

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、設立60余年と歴史のある企業ですが、経営の透明性と効率性を高め、法令遵守及び企業倫理の遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。また、当社は会社の社会的役割を認識し、株主をはじめ全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ企業価値を向上させてまいります。

当社は監査役会設置会社であり、うち2名に公認会計士の資格を持つ社外監査役を選任し、高い専門知識と職業倫理の観点から経営監視機能を働かせております。

監査役は株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受等、法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議への出席や各事業所への往査等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また取締役会においても弁護士資格をもつ社外取締役を1名選任し、より広い視野と法律知識に基づいた経営意思決定と経営監視機能を働かせております。

取締役の選任については、会社経営に関する業務の執行及び監督の能力に優れ、かつ今後の会社の進むべき方向を見定め、経営方針を明示しリーダーシップを発揮できる人物を選考しております。また、社外取締役の選任については、公正中立な立場から当社の経営に参画できる人物を選考しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 寺田 一郎 | 5,840,000 | 43.54 |
| TCS株式会社 | 1,960,000 | 14.61 |
| 寺田 正秀 | 1,348,000 | 10.05 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 645,000 | 4.80 |
| 寺田 とみ | 440,000 | 3.28 |
| 寺田 久子 | 397,400 | 2.96 |
| 平賀 優子 | 300,000 | 2.23 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 263,100 | 1.96 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200,000 | 1.49 |
| NCT信託銀行株式会社(投信口) | 192,000 | 1.43 |

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | ジャスダック 既存市場 |
| 決算期 | 9月 |
| 業種 | その他製品 |
| (連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| (連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 親会社 | なし |
| 連結子会社数 | 10社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

前記「2.資本構成」につきましては、平成22年3月31日時点の状況を記載しております。

当社の主要株主である寺田一郎の持株比率は43.54%ですが、2親等以内の親族および本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である

法人の保有株式を合わせますと持株比率が77.29%となることから支配株主に該当致します。
また、寺田正秀の持株比率は10.05%ではありますが、2親等以内の親族の保有株式を合わせますと持株比率が62.38%となることから支配株主に該当致します。
当社と支配株主及びその近親者との取引は、報告日現在において無く、今後行う予定もありません。また、業務執行は職務権限規程等に基づき行われており、さらに監査役会においては、少数株主保護の観点から監査を実施しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------|--------|
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|------|-----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 渡辺 徹 | 弁護士 | | | | ○ | | | | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由 |
|------|----------------|---|
| 渡辺 徹 | 独立役員に指定しております。 | 渡辺徹氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がると判断し、社外取締役として選任いたしました。 当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。 |

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役の渡辺徹は、選任後、開催された取締役会12回中11回に出席しております。(平成21年12月25日～平成22年8月16日)

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、併せて会計監査、内部統制状況等の報告を受けております。相互に連携することにより、会計監査及び内部統制の充実に寄与しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役4名で構成する月1回開催の監査役会において、内部監査室による業務監査の内容を確認するとともに、必要に応じて共同して監査を実施しております。

| | |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 羽原 伊久雄 | 公認会計士 | | | | | ○ | | | | |
| 岡野 秀章 | 公認会計士 | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|--------|----------------|--|
| 羽原 伊久雄 | 独立役員に指定しております。 | 公認会計士の資格を有しており、その専門性を当社の監査の充実に寄与させるために選任しています。当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。 |
| 岡野 秀章 | 独立役員に指定しております。 | 公認会計士の資格を有しており、その専門性を当社の監査の充実に寄与させるために選任しています。当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持していると判断しております。 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役の羽原伊久雄は、選任後、開催された取締役会35回中34回に出席、岡野秀章は、選任後、開催された取締役会35回中35回すべてに出席、また、選任後、開催された監査役会においては、両名とも22回中22回すべてに出席しております。(平成20年12月23日～平成22年8月16日)

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

定時報酬とは別に、期末に支給する決算賞与について業績を勘案して支給しております。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| | |
|------|---------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書(事業報告) |
| 開示状況 | 全取締役の総額を開示 |

該当項目に関する補足説明

平成21年9月期における取締役を支払った報酬は112,710千円であり、平成21年9月期における監査役を支払った報酬は16,450千円であり、また

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、事務局である総務部が適宜、取締役会等の開催日程を連絡しており、また日常の業務執行に関するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。監査役の半数以上を、公認会計士・税理士の資格を有し財務会計に関する高い知見をもち、かつ独立役員要件を満たす社外監査役としております。当社の取締役会は、取締役6名により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役のうち1名は弁護士の資格を有し法律に関する高い知見をもち、かつ独立役員要件を満たす社外取締役としております。月1回以上の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また執行役員制度を導入し、業務に精通した有能な人材を登用して、特定の領域の業務執行を委ねることにより、より機動的かつ効率的な業務運営を図っております。

経営会議は、取締役(代表取締役及び社外取締役を除く)、常勤監査役の計5名で構成され、定例会を毎月2回(月初、月中)開催し、実務的な事項の指示、報告、照査及び取締役会に上申する議題の細部の検討の場としております。

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の上限金額の承認を戴いております。各取締役の報酬の具体的な金額、支給方法等については、職務内容と会社業績への貢献度を勘案し取締役会で決定しております。各監査役の報酬の具体的な金額、支給方法等については、職務内容を勘案し監査役会で決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社の決算月は9月であり、いわゆる6月の集中日に定時株主総会を開催することはありません。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会の他、証券会社、IR支援会社等が企画する説明会へ参加する予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにおいて、プレスリリース、決算情報等の開示を行い、タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。 | あり |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 情報開示担当役員が管轄し、総務部を担当部署とし、企業内容の適時適切な情報開示に取り組んでまいります。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は日頃の業務遂行の指針として「SHO-BI企業倫理規程」を定めており、この中で「顧客、株主、取引先、従業員のみならず、社会、地球環境、自然等万物を含むあらゆるステークホルダーの期待に応え、広く社会から信頼される企業となることを目指す。」と規定し、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの良好な関係を築くことを目指しております。 |

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための会社の体制について

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

(1) 当社は、「SHO-BI企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

(2) 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

(3) 監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規程及び監査役監査規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

(4) 当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役の不正等コンプライアンス上の問題を発見したものには、その旨を常勤監査役に通報させる制度を確立している。

また、企業活動に伴う様々なリスクを統括管理するための組織として、取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠しリスク管理を徹底する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「SHO-BI企業倫理規程」において基本方針を定めている。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

(1) 「SHO-BI企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

(2) 取締役会は当社従業員等使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、コンプライアンスを遵守した業務手続実施のため、社内規程を制定し遵守させている。

(3) 取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているか等外部の専門家に意見を求める等により監督する。

(4) 内部監査室により、当社従業員の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導している。

(5) 当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、当社従業員等の不正等コンプライアンス上の問題を発見したものには、その旨を内部監査室に通報させる制度を確立している。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む、以下同じ)その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。

・株主総会議事録と関連資料

・取締役会議事録と関連資料

・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類

・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1) 企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生回避・軽減に努めている。

(2) 危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を主力に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

(3) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会は、企業活動に関するリスクを統括することを目的としている。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1) 取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

(2) 代表取締役は、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定期的に開催する。

(3) 取締役は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

(4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

(5) 取締役会の意思決定の客観性及び妥当性を高めるため、取締役のうち1名以上を社外取締役とする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

(1) 「SHO-BI企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

(2) 子会社の管理は、関係会社管理規程において事前承認または報告を受ける事項を定めており、適正な経営判断を行う。

(3) 子会社業務執行状況については、定期的に内部監査を実施する。

(4) 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、同条第3項第2号)

(1) 監査役または監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人として監査役付を置いた場合、当該使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査役会の同意が必要である。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

(1) 取締役は取締役会において、担当業務の執行状況を報告し、監査役は取締役会に出席して審議、報告内容を聴取し意見を述べるほか、経営会議等監査役が必要と認めた会議については、出席する権限及び当該会議体の議事録を閲覧する権限を有する。

(2) 監査役監査に必要な資料を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。

(3) 取締役、執行役員及び使用人は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに監査役に報告する。

a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの

- b. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
- c. 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
- d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
- e. SHO-BI企業倫理規程への違反で重大なもの
- f. 内部通報制度に基づいて通報された事実
- g. 公的機関から受けた行政処分
- h. 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
- i. 業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
- j. 会計監査人の変更及び監査契約の変更
- k. 内部統制システム、基本方針の変更
- l. 上記各号に準ずるその他の事項

(4) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 監査役の半数以上は社外監査役とし、客観性と透明性を図る。
- (2) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査役監査の実効性を高める。
- (3) 監査役会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査役監査の実効性を高める。
- (4) 監査役と会計監査人、内部監査人及び子会社監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
- (5) 監査役会が監査において、社外の専門家の活用が必要な場合、これを妨げない。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

■反社会的勢力排除に向けた基本方針

- (1) 当社は日頃の業務遂行の指針として「SHO-BI企業倫理規程」を定めており、この中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。」と規定しております。
- (2) 万一、反社会的勢力による不当要求があった場合には、所轄警察署や顧問弁護士と連携し、迅速かつ適切に対応してまいります。
- (3) 新規の取引開始時には、取引先について外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前調査を実施しております。また、継続取引先についても、一定の基準を設けて定期的に同様の調査を実施しております。さらに、既存取引先について、反社会的勢力に該当すると判明した場合には、取引継続について検討を行い、取引を中止すると判断した場合には、速やかに取引を中止いたします。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制については、充実へ向けて今後も状況に応じて見直し、更新してまいります。

